

令和6年度 第1回 伊勢原市教科用図書採択検討委員会

令和6年5月16日（木）

伊勢原市役所 3B会議室

午後3時30分 開会

○事務局 ・ 令和6年度第1回伊勢原市教科用図書採択検討委員会を開会する。

・ この検討委員会は、令和7年度に使用する小学校と中学校の教科用図書について伊勢原市教育委員会が教科用図書を採択するために調査検討を行っていただくものである。

・ 資料の確認と本検討委員会について説明する。

・ 1ページと2ページは伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱である。各委員の選出については、この伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱に基づき、教育委員会から皆様方への依頼が進められ、本日お集まりをいただいた。

・ 3ページは、検討委員会委員名簿と教科書採択に関わる手続を載せている。5月16日本日が第1回検討委員会である。検討委員会はあと1回、7月10日に開催予定である。委員の皆様にはその間に、6月14日から7月4日に開催される教科書展示会で、教科書を閲覧いただきたい。会場は、伊勢原市立子ども科学館である。改めての案内はしないので、都合のつく時にお願いしたい。

・ 4ページは、「教科書の定義等について」である。読み上げる。

・ 1教科書とは。教科書とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であって、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

・ 2教科用図書の使用義務。小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

・ 3教科用図書以外の使用。高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

・ 4教科書の採択。採択は、教科書の発行に関する臨時措置法第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りでない。

・ 次の「5同一教科書を採択する期間」を御覧いただきたい。読み上げる。

・ 5同一教科用図書を採択する期間。義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。2採択期間内において採択した教科用図書

の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

- ・採択期間は4年となっているが、現在使用している教科書は、小学校では令和5年度から、中学校では令和3年度から使われている。したがって、中学校については、令和7年度から4年間使用する教科用図書を今年度、採択するということになる。

- ・小学校については、令和5年度に、令和6年度から令和9年度までに使用する教科用図書の採択を行っている。よって、採択している教科用図書が発行されないなどの場合を除き、引き続き使用することとなっている。

- ・また、附則第9条については特別支援学級の児童生徒の使用する教科用図書の使用に関するものであり、毎年採択を行っている。

- ・5ページは「令和6年度伊勢原採択地区教科用図書採択の流れ」である。さきほど申し上げたように、この採択検討委員会は、伊勢原市教育委員会が教科用図書を採択するために調査検討をしていただくものであるということと、採択に至るまでの流れを図にしたものである。左下の囲みが本検討委員会である。

- ・6ページから15ページは神奈川県「令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」についてである。7ページの2に「教科用図書採択基準」として県の採択方針が明示されている。以下、3と4に採択方法例、5に調査の観点があり、13ページまで続く。14ページの6からは特別支援教育に関することで、15ページまで続く。

- ・16ページは「令和7年度伊勢原市立小中学校使用教科用図書採択方針（案）」である。読み上げる。

- ・（1）文部科学省の「教科書編修趣意書」、神奈川県教科用図書選定審議会や伊勢原市教科用図書採択検討委員会における「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。

- ・（2）採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。

- ・（3）学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

- ・17ページは、令和7年度使用教科用図書発行者・発行数一覧である。

- ・19ページ及び20ページは、現在伊勢原市立小中学校で使用されている教科用図書の一覧である。先ほど申したとおり、4年間の使用期間となっている。

- ・21ページは、検討委員会にかかわる日程である。

- ・その他に、参考として、資料1「かながわ教育ビジョン」、資料2「教科書採択における公正確保の徹底等について」、資料3「令和7年度使用教科書の採択事務処理について」、資料4「教科書の改善について」、資料5「令和6年度教科書採択（中学校・英語）における学習者用デジタル教科書の見本版の閲覧について」を添付している。

- ・それでは、要綱第3条の規定に基づき、検討委員の皆様、教育委員会より、委嘱状・任命状をお渡しする。

（教育長から各委員に交付）

○事務局 ・委嘱状、任命状の交付があったが、ここで委員の皆様に自己紹介をしてい

ただきたい。座席に従って学校教育担当部長から順に自己紹介をお願いします。

(各委員自己紹介)

○事務局 ・続いて庶務を紹介する。

(庶務自己紹介)

○事務局 ・本日は教育委員さんも来ていただいている。自己紹介をお願いします。

(教育委員自己紹介)

○事務局 ・伊勢原市教科用図書採択検討委員会委員長及び副委員長の選出に移る。設置要綱第5条2項により、委員の互選により定められているが、いかがするか。事務局に一任でよろしいか。

(全員賛成)

○事務局 ・では、検討委員会委員長については、櫻井学校教育担当部長に 副委員長については田中教育センター所長にお願いしたい。

○事務局 ・協議については、第6条第1項に基づき櫻井委員長に議長をお願いします。

(委員長、副委員長の席移動)

○事務局 ・机上に誓約書が用意してある。誓約書にご署名、捺印をお願いします。

(各委員署名、捺印)

○事務局 ・それでは、議長をお願いします。

○議長 ・委員の皆様には、本検討委員会の趣旨をご理解いただき、適正かつ公正な採択のための検討が行われるよう、ご協力をお願いします。

・協議事項の一つ目「令和7年度使用中学校教科用図書の調査研究について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局 ・今回の中学校の教科用図書採択にあたっては、先ほど申し上げたとおり、同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年となっている。したがって、すべての教科書について、新たに調査研究し、採択に必要な資料を作成することとする。

・については、伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱第8条に、検討委員会は調査員を置くことができるとなっているので、検定を通った教科書については別紙のとおり調査員をおき、調査活動を依頼していく。別紙をご覧いただきたい。

(別紙調査員氏名を読み上げ)

○事務局 ・この調査員は学校教育に対して、経験豊かであり、教科用図書採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者である。

○議長 ・ただいまの別紙の調査員名簿についてご質問、ご意見等をお受けする。なにかあるか。ないようなので、別紙調査員名簿について、ご承認いただきたい。

(全員賛成)

・ご承認頂いたので、伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱第8条第2項に基づき、採択検討委員長の私の方から、後日、委嘱する。

・採択の公正確保の観点から、別紙名簿を回収させていただく。

(別紙名簿回収)

○議長 ・では、続けて、事務局より説明をお願いします。

○事務局 ・調査研究の内容及び方法について説明する。まず調査員についてだが、調

査員は、専門的な教科書研究の充実を図る観点から、設置要綱第8条第5項にあるように、平塚市・秦野市・大磯町及び二宮町と共同で調査研究をするかたちをとらせていただく。

- ・なお、調査研究の報告は、各調査員がそれぞれの市町の検討委員会で行う。伊勢原の場合は、7月10日水曜日の第2回検討委員会で検討委員の皆様へ報告する。

- ・調査委員会は、第1回調査員会を5月下旬に開き、約1ヶ月かけて調査活動を依頼する。その間、種目ごとに調査員会を2から3回程度開催し、調査資料の作成をする。

- ・9ページの5に神奈川県教科用図書選定審議会が示された調査研究の観点が示されている。「教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の児童の学習等を鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下具体的な『観点』の項目を定める。」と記載されている。調査員には、県の「ア教科・種目に共通な観点」や10ページ下段の「イ教科・種目別の観点」に基づき、調査がなされるよう依頼をしていきたいと考えている。

- ・参考として、「かながわ教育ビジョン」をお配りした。9ページ「共通な観点」の（イ）に関する資料として、参考までにお配りしている。

- ・また、お配りした参考資料に「教科書の改善について」（通知）がある。下段にある「1. 公正かつ適切な教科書採択の実施について」をご覧くださいと、その中でも、「（1）教科書の採択にあたっては、教科書の装丁や見映えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査研究が必要であること。具体的には、『報告』において示された、教育基本法等の改正や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた『教科書改善に当たっての基本的な方向性』を参考にし、各採択権者の権限と責任の下、十分な調査研究が行われ、適切な採択がなされることが必要であること」とある。また、「2. 教科書観の転換について」は、教科書に記述されている内容をすべて学習しなければならないとする従来の教科書観を転換することや、「3. 『発展的な学習内容』の扱いについて」も扱いを見直していることが記されている。調査の観点はこれにも配慮したものとなっている。

- ・次に、第2回検討委員会における調査結果の報告のことについてご説明申し上げます。第2回検討委員会では、どの教科書にどのような良さがあるかなど、具体的にご意見をいただくので、調査員による調査結果のまとめは、7月10日水曜日に予定している第2回検討委員会前に皆様へお届けする。

- ・第2回検討委員会では中学校教科用図書について、1種目ごとに20分～30分かけて検討をする。種目ごとに、調査員から調査結果の報告があり、質疑応答後、検討委員会による調査検討に入る予定である。

- ・具体的には、まず、国語から始める。はじめに調査員から5分～7分程度、報告をしていただく。その後、調査員に対して質疑応答を行い、調査員には退出してもらおう。必要に応じて、調査員に入ってもらって再度質問することも可能である。その後、10人の委員の皆様から国語の各教科書について、意見をいただく。

- ・保護者代表の委員の方については、普段から教科書を見ているわけではないので、ご意見だけでなく、新しい教科書をご覧になった感想や調査員の報告に対する質問

等、幅広く、ご自由にお話いただきたい。

・第2回目の検討委員会で、十分なご意見をいただくことが必要であり重要と考えている。そして、そのご意見は、教育委員に報告され、意見をもとに、採択のための教育委員会議がもたれ、伊勢原市として教科用図書を採択することになる。

○議長 ・説明のあった調査研究の内容及び方法について、ご質問やご意見をお受けする。

○委員 ・この検討委員会において教科書を1者に選定するわけではなく、各教科書の特徴や良さについて検討する場であるというのとらえでよろしいか。

○事務局 ・そのとおりである。検討委員会は設置要綱第1条にあるとおり、教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的とする。したがって、それぞれの発行者の特徴や良さなどについて明らかにしていくのだが、ただ、それぞれのお立場で、子どもたちにとって「この教科書のこの部分は適しているのではないか」といった意見は出していただいてよいと思う。

○委員 ・資料の20ページにあるが、現在伊勢原市の中学校では、大日本図書の理科の教科書を使用しているが、こちらの発行者については問題があったと聞いている。大日本図書の教科書は採択の対象となっているのか。

○事務局 ・今回、大日本図書の教科書は目録に記載されているので、調査し、採択の対象となる。しかし、大日本図書の教科書、数学、理科、保健体育の3教科になるが、新たに検定を通った教科書ではなく、令和2年検定済の教科書である。したがって、大日本図書の教科書については、前回、令和2年度の調査結果をもとにして調査、検討していきたいと考えている。

○委員 ・小学校ではデジタル教科書の活用が進んでいるが、中学校では検討の対象となっているのか。

○事務局 ・デジタル教科書については、令和6年度からすべての小中学校を対象に小学校5年生から中学校3年生に対して、英語のデジタル教科書を提供している。これを踏まえ、紙の教科書を調査し採択することを原則とした上で、英語のデジタル教科書については、調査し、採択の考慮事項とする。他の教科については調査研究の対象とはならない。

○議長 ・他に質問はあるか。それでは、調査研究の内容、方法について、ご承認いただきたいと思う。

(全員承認)

○議長 ・承認いただいた。協議事項の二つ目「令和7年度使用小学校教科用図書について」、事務局より説明願う。

○事務局 ・令和7年度使用小学校教科用図書については、先ほど確認した4ページの「5 同一教科書を採択する期間」にあるように、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条」により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択することとなる。従って19ページの「令和6年度～令和9年度使用小学校教科用図書」のとおり、令和7年度も継続して使用することになるので、新たな調査研究は行わない。ご理解いただきたい。

○議長 ・ それでは「令和 7 年度使用小学校教科用図書について」、ご理解ご了承いただいたものとして進めさせていただく。その他、何かあるか

(質問意見なし)

○議長 ・ 特にご質問やご意見がなければ、検討委員会を終了させていただく。

・ 第 2 回検討委員会では、検討がスムーズに進むようご協力を願いし、本日の協議事項を終了させていただく。

・ 事務局にお願いする。

○事務局 ・ 事務連絡をする。第 2 回伊勢原市採択検討委員会は、7 月 1 0 日水曜日午前 9 : 0 0 から 1 日日程の予定である。会場は、市役所 2 階の 2 C 会議室を予定している。改めて出席依頼文をお届けするので、よろしくお願いします。

・ それまでに、調査員のまとめた「資料」や教科書会社が編集している「編集趣意書」をお届けする。保護者代表の方には本日お配りする。

・ また、冒頭お願いした、教科書展示会の予定は、2 1 ページの下にあるとおり、6 月 1 4 日 (金) から 7 月 4 日 (木) となっている。改めて通知はしないので、委員の皆様には、展示会で教科書をご覧いただきたい。よろしくお願いします。

・ 全体を通じてご質問があればお願いします。

(質問なし)

・ これで、令和 6 年度第 1 回伊勢原市教科用図書採択検討委員会を閉会とする。

午後 4 時 1 5 分 閉会